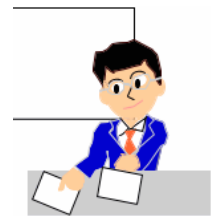


前略、社長様

高橋会計事務所通信 Vol.3(平成20年10月号)



発行 高橋会計事務所(偶数月10日発行)

東京都阿田市森野2-27-12 ローゼンビルE号室

Tel: 042-721-2637 Fax: 042-721-6648

Topic

▶ 役員給与の減額改定には注意

業績悪化から役員給与の一部返上などを検討する中小企業も少なくありませんが、定期同額給与の改定には注意が必要です。

▶ 通常、改定は期首から3ヶ月以内

役員給与の改定は、地位の変更などの特別な事情を除いては期首から3ヶ月以内に行わなくてはなりません。

例外として、経営状況が著しく悪化した場合など、やむを得ない事情がある場合には、それ以降であっても減額改定が認められます。



▶ 著しい業績の悪化

ただ、一時的な資金繰りの悪化や、単に業績目標に達しなかったことによる減額改定は、著しい業績悪化による減額改定とは認められないと明示されていますから、注意が必要です。

減額改定は法人の所得を増加させるからといって自由に認めてしまうと、予め役員給与を高めに設定しておいて、利益の予想が現実になった時期から減額することで利益調整が可能になってしまうからです。

▶ 役員給与の決定は慎重に

このように業績悪化による改定には厳しい条件があり、損金算入が認められないリスクも高くなりますので、慎重に行う必要があります。

またそのような事態を招かないためにも、長い目で先を見通して役員給与の決定や経営判断をすることが重要でしょう。

